

## 同行援護従業者養成研修 一般課程 学則

### 職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校

#### 第1条 開講の目的

自立と社会参加の推進において視覚障がいにより、著しい困難を有する障がい者に対し、外出時当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報提供・移動の援護・排泄及び食事等の介護・その他の当該障がい者等が外出の際に援助を提供することに関する知識及び技術を有する同行援護従業者及び管理者の養成を図ることを目的としている。

#### 事業所の概要

職業訓練法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有意な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。  
認定訓練、自主訓練の他に公共職業訓練、求職者支援訓練（予定）

#### 第2条 研修の名称

職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校  
同行援護従業者養成研修 一般課程

#### 第3条 実施場所（研修会場）

様式2 研修日程表に記載

#### 第4条 研修期間

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修を受講する場合  
開催月の数か月前に公表する。（新聞等への掲載、パンフレットの配布、ホームページによる広報）
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修を受講する場合  
委託元の認可後 開催月の数か月前に公表する。（公共職業安定所等で広報）

#### 第5条 カリキュラム及び使用する教材

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
カリキュラム：「別紙の通り」  
テキスト：中央法規発刊 同行援護従業者養成研修テキスト（現：第3版）  
但し、関係法の改正により、随時改訂版を使用する。
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
カリキュラム：「別紙の通り」  
テキスト：中央法規発刊 同行援護従業者養成研修テキスト（現：第3版）  
但し、関係法の改正により、随時改訂版を使用する。

#### 第6条 講師氏名及び現職

様式2 研修日程表に記載

#### 第7条 研修修了の認定方法

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合

厚生労働省が定めるカリキュラム及び当法人が定めたカリキュラムにおいて、全単位を取得した者に限り、修了証書を交付する。

- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
(1)に準ずる。

## 第8条 開講時期

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
開講時期については、受講資格毎に年間1回以上を予定し、開催月の数か月前に公表することとする。
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
公共職業訓練及び求職者支援訓練として指定を受けた場合のみの開講となり、開催月の数か月前に公表することとする。

## 第9条 受講資格については、以下の通りとする。

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
各会場迄の通学が可能で、全てのカリキュラムを受講できる方。(高卒以上)
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
(1)の要件に加え離職者・転職者が再就職の為に公共職業安定所で職業相談や受講申し込みを行い介護事業等に従事しようとする方。(一定の要件を満たされた方)

## 第10条 受講定員

受講定員は、受講資格毎により以下の通りとする。

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
20名
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
委託元の定員に従う。

## 第11条 受講手続き(募集要領等)

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
申込書に必要事項を記入の上、郵送にて西都高等職業訓練校に提出
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
●公共職業訓練(公共職業安定所の受講指示、受講推薦、または支援指示を受けられた方)  
●求職者支援訓練(雇用保険被保険者でなく、一定の要件を満たされ労働の意思がある方)  
いずれも公共職業安定所に求職手続をし、申込み期間内に入校願または受講申込みが必要。

## 第12条 授業料(受講料)、実習費など受講者が負担すべき費用、支払い方法

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
受講料 37,800円(消費税、テキスト、資料代、保険料、演習時に係る昼食代込)  
その他 (※1、演習時におけるバス、電車代等の交通費 1,000円程度は自己負担)  
支払方法 開講当日または指定期日までに現金払いとする。
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
受講料 無料  
その他 (※1、テキスト代(消費税含)、資料代、保険料、演習時に係る昼食代  
演習時におけるバス代、電車代等の交通費は自己負担)

支払方法 テキスト代、資料代、保険料等は入校当日または指定期日までに現金払いとする。  
(ただし、演習時に係る諸経費は当日必要。)

### 第 13 条 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取扱い

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
補講については、次開催時にて、未習科目のみを受講することとする。
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
補講料 1 時間当たり 2, 0 0 0 円を補講当日迄に、現金にて納入するものとする。  
補講日 実施施設と講師で調整する。  
(本校と協議の上、訓練期間内に日程を決定するものとする。)

### 第 14 条 研修修了生名簿の取り扱い

- (1)、通学で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
研修修了生名簿は研修終了後宮崎県知事へ提出し管理される。
- (2)、公共職業訓練及び求職者支援訓練で同行援護従業者養成研修 一般課程を受講する場合  
研修修了生名簿は研修終了後宮崎県知事へ提出し管理される。  
また、管轄する公共職業安定所、委託訓練元、求職者支援訓練元、当訓練校で管理する。

### 第 15 条 その他

- 1) 本会則に定める事項のほか、研修の内容等に関する事項は、職業訓練法人西都職業訓練会と講習に係る講師間にて協議の上、行うものとする。
- 2) 研修期間中、他者への迷惑行為等、問題行動のあった者に関しては、修了証書の交付、あるいは即受講を取り消す場合があります。
- 3) 受講希望者が定員の半数以下の場合は、開催の可否について、協議することとし、中止の際は、受講生に対し 5 日前迄には連絡を行うものとする。

(附 則)

この学則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。